

教育・文化・スポーツ

各種学校施設一覧

町立幼稚園	
施設名	電話番号
東風平幼稚園	998-2125
白川幼稚園	998-4037
具志頭幼稚園	998-3644
新城幼稚園	998-5024

町立小・中学校	
施設名	電話番号
東風平小学校	998-2105
白川小学校	998-7548
具志頭小学校	998-2216
新城小学校	998-2203
東風平中学校	998-2107
具志頭中学校	998-2220

県立高校・特別支援学校	
施設名	電話番号
向陽高等学校	998-9324
南部工業高等学校	998-2313
南部商業高等学校	998-2401
島尻特別支援学校	998-8240
やえせ高等支援学校	998-2401

教育・文化・スポーツ

教育・文化・スポーツ

児童生徒の転入学手続きについて

学校教育課 ☎998-7571

町外からの 転入	<p>①在籍している学校から「在学証明書」と「教科書給与証明書」の交付を受けてください。</p> <p>②八重瀬町役場の住民環境課窓口において、住民異動届(転入)を行い「異動事項通知書」をもらってください。</p> <p>③住民環境課でもらった「異動事項通知書」を教育委員会学校教育課へ提出してください。学校への「転入通知書」を発行します。</p> <p>④元の学校からもらった「在学証明書」と「教科書給与証明書」、教育委員会からの「転入通知書」を指定された学校へ直接持って行ってください。</p>
町外への 転出	<p>①八重瀬町役場の住民環境課窓口において、住民異動届(転出)を行い「異動事項通知書」をもらってください。</p> <p>②住民環境課でもらった「異動事項通知書」を教育委員会学校教育課へ提出してください。学校への「転学通知書」を発行します。</p> <p>③学校で「転学通知書」と引替えに「在学証明書」と「教科書給与証明書」を受け取り、転入先の教育委員会及び学校で転入手続きをしてください。</p>
町内の転居	<p>学校区が変わる場合</p> <p>①八重瀬町役場の住民環境課窓口において、住民異動届(転居)を行い「異動事項通知書」をもらってください。</p> <p>②住民環境課でもらった「異動事項通知書」を教育委員会学校教育課へ提出してください。転学と同じ手続きを行います。</p> <p>③校区が変わっても学校を変更しない場合は、教育委員会学校教育課の窓口で「指定学校変更願」を届け出てください。</p>
	<p>学校区が変わらない場合</p> <p>①八重瀬町役場の住民課窓口において、住民異動届(転居)を行い「異動事項通知書」をもらってください。</p> <p>②住民環境課でもらった「異動事項通知書」を教育委員会学校教育課の窓口へ提出してください。「学齢簿記載事項の変更」を届け出てください。</p>

広告

具志頭中
新城小
具志頭小

塾

東風平中
白川小
東風平小

GUSHKAMI KOCHINDA

WARAYA ☎098-914-4389

わ
わらや

東風平中グラウンド前
進学塾わらや

随時入会 ヤマハ音楽提携
日本音楽審議会

みゆきピアノ教室

😊好きな曲を弾いてみたい・・・
さああなたもまたピアノの
おけいこ始めてみませんか

😊初心者大歓迎

😊3才より一般・保育士・教員資格
指導 その他

😊ピアノを通して優しさや愛情・感動
楽しさを表現してみませんか?

お問い合わせ

090-3794-5602

八重瀬町宇伊覇 280-10



就学援助

学校教育課 ☎998-7571

八重瀬町では経済的理由によって就学が困難と認められる児童生徒の保護者に対し、学校給食費や学用品費などの援助をしています。

援助内容	区分	学用品費等	新入学学用品費等	学校給食費	修学旅行費	校外活動費	医療費
	小学校	¥11,420~13,650	1年生のみ	全額	限度あり	限度あり	実費
中学校	¥22,320~24,550	(学校病※に限る)					

※生活保護を受けている方は、修学旅行費および医療費のみが対象となります。

※学校病とは、学校保健法第17条の疾病(学校の検診で治療が必要と認められたもののみ)で、①う歯 ②中耳炎 ③慢性副鼻腔炎及びアデノイド ④結膜炎及びトラコーマ ⑤寄生虫病 ⑥白癬・疥癬及び膿痂疹です。

<申請書類>

- 就学援助申請書
- 同居世帯全員分の所得証明書(新年度分)
※6月以降役場税務課で交付(未申告の場合は受付不可)。

<注意事項>

- 生活保護を受けている方は、必ず申請してください。
- 引き続き援助を希望する方も、改めて申請が必要です。
- 新年度分の所得証明書は毎年6月より役場税務課で発行できます。

<援助が受けられる方>

次のいずれかに該当し、生活保護世帯に準ずる程度に困窮している方

申請理由	申請理由証明書添付
生活保護を受けている、生活保護が停止又は廃止になった	(必要ありません)
国民年金保険料、国民健康保険税が減免されている	承認通知書、決定通知書の写し
児童扶養手当全額受給者である	児童扶養手当証書の写し
町県民税非課税である	新年度分の所得証明書(毎年6月より税務課で発行)
その他・特別な事情がある場合等	ハローワークカード写し、診断書等

育英会

学校教育課 ☎998-7571

八重瀬町育英会では、人材育成を目的として町内に住所を有する者の子弟のうち、優秀なる学生で経済的理由によって就学困難な大学生等(短大、専門学校含む)に対し育英資金の貸与を行っております。

▶申込資格者

- ①八重瀬町に引き続き1年以上住所を有し、成績優秀でかつ経済的理由により就学困難な大学生及び専門学校生(学校教育法に定める学校)
- ②貸与後、町育英会規則および細則を遵守し奨学金の返還が可能なる者
- ③他の育英機関より奨学金の貸与を受けていない者

▶貸与額

- 県内大学生(短期大学・専門学校生含む)→月額3万円(年間36万円)
- 県外大学生(短期大学・専門学校生含む)→月額4万円(年間48万円)

▶新入学生のみ

- 入学金の1/2もしくは上限30万円まで
※入学金と併せて上記(県内・県外)の貸与額も貸与されます。
※貸与は7月~8月を予定しています。



校

教育・文化・スポーツ



文化財・町史編集に関すること

八重瀬町立具志頭歴史民俗資料館 ☎835-7500

八重瀬町の誇りある歴史や文化を広く伝え残していくため、また、学校や地域の学習支援を行うため以下のような活動を行っています。

具志頭歴史民俗資料館では、八重瀬町の歴史や文化に関するあらゆる資料を収集、調査、研究したり町史を編さんし本を発刊したりしています。また、富盛の石彫大獅子や港川遺跡、獅子舞や臼太鼓などの文化財を保護し、活用していきます。

土の中には埋蔵文化財とよばれる文化財が残っています。地下にあるため気付くことが難しく、壊されてしまうこともしばしばあります。そのため、

建物を建てたりするなどの土地を開発するさいは埋蔵文化財の有無についての照会が必要になります。土地が埋蔵文化財のある地域に該当する場合は、文化財保護法という法律により発掘調査を行い八重瀬町の歴史を明らかにしていきます。

▶文化財の有無についての照会の提出について

- ①提出書類(様式※、図面)を用意し、具志頭歴史民俗資料館窓口へ提出してください。
※様式は八重瀬町HPまたは、資料館窓口にて配布
- ②回答までに1週間から10日ほどお時間をいただいています
- ③区画整理地区内は対象外です。

町立図書室

中央公民館図書室 ☎998-8383 具志頭歴史民俗資料館図書室 ☎998-8708

八重瀬町では、町立図書室を生涯学習の拠点施設の1つとして、町民の暮らしに役立ち、町民の多様なニーズに応えられるように、図書資料を購入し、図書室サービスの充実にも努めています。

項目	内容
閉室時間	東風平 10時～20時 具志頭 10時～18時
貸出期間	14日間
貸出点数	各図書室とも5点まで(紙芝居を含む)
休室日	毎週月曜日、毎月15日(15日が土・日・休室日にあたる時はその前の平日)、国民の祝日、6月23日(慰霊の日)、年末・年始、特別館内整理期間(15日以内)
利用資格	八重瀬町内に在住、在勤、在学、糸満在住の方

▶図書室利用サービス

- ①予約することができます。
読みたい本が貸出されている場合に5点まで予約することができます。
- ②町立図書室に所蔵していない本をリクエストできます。
申込は直接、図書室で行っています。ただし、リクエストした本がすべて購入できるわけではありません。
- ③町立図書室に所蔵していない本を他の図書館から借りることができます。
ただし、出版されて間もない本や貴重な本など、借りることのできない本があります。
- ④団体貸出サービスがあります。
町内の会社、学校、自治会等にまとめて貸出します。
利用条件は下記のとおりです。
●貸出期間…1ヶ月間(大型絵本は1週間)
●貸出点数…各図書室とも50点まで(紙芝居を含む)
- ⑤レファレンス
どの本から調べていいか、わからないときは職員に相談してください。お手伝いします。
※八重瀬町民は糸満市立図書館も利用できます。町立図書室で事前の手続きが必要ですので、詳しくは図書室にお問い合わせください。



校

教育・文化・スポーツ



48

八重瀬町暮らしの便利帳

▶ 体育施設一覧

	施設名	電話番号
東風平運動公園	体育館	998-2140
	テニスコート	
	野球場	
	ソフトボール場	
	陸上競技場	
	サッカー場	
	多目的広場	
	トレーニング施設	
西部プラザ公園	多目的広場	
八重瀬公園	多目的広場	
具志頭社会体育館	体育館	998-6635
	テニスコート	
具志頭運動公園	陸上競技場	998-8365
	パークゴルフ場	
	多目的広場	

▶ 学校体育施設開放

八重瀬町立小・中学校の体育施設(体育館・運動場)を町民のスポーツ推進の場として開放しています。

学校開放日及び開放時間

開放施設	開放する日	開放する時間
運動場	土曜、日曜、祝日	9時～22時
	平日	19時30分～22時
体育館	土曜、日曜、祝日	9時～22時
	平日	19時30分～22時

<申請場所>

東風平体育館受付 ☎998-2140

施設開放日および開放時間

開放日	開放する時間
平日、土曜、日曜、祝日	9時～22時
月曜(月曜が祝日の場合は火曜)	休館日

- 当日以外ではインターネットでの利用予約となります。
その際、団体・個人登録が必要になります。
(当日のみ電話で利用予約の対応を致します。)
- 予約状況は八重瀬町のホームページからご覧になれます。

<申請場所>

東風平体育館受付

